

及び障害者歯科医療においても、地域の歯科診療を支援する病院歯科の機能の強化を図る観点から、地域歯科診療支援病院歯科再診料の引き上げを行う。

現 行	改定案
【地域歯科診療支援病院歯科初診料】 [施設基準] (1) 常勤の歯科医師が2名以上配置 (2) 看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）が2名以上配置 (3) 歯科衛生士が1名以上配置 (4) 次の各号のいずれかに該当すること。 イ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率が100分の30以上 ロ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率が100分の20以上であって、別に掲げる手術の1年間の実施件数の総数が30件以上	【地域歯科診療支援病院歯科初診料】 [施設基準] (1) 常勤の歯科医師が2名以上配置 (2) 看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）が2名以上配置 (3) 歯科衛生士が1名以上配置 (4) 次の各号のいずれかに該当すること。 イ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率が100分の30以上 ロ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率が100分の20以上であって、別に掲げる手術の1年間の実施件数の総数が30件以上 ハ <u>別の保険医療機関において、基本診療料に係る障害者加算を算定している患者及び歯科訪問診療料を算定している患者について、当該保険医療機関から文書により診療情報の提供を受け、求めに応じて受け入れ、歯科医療を担当する病院である保険医療機関の外来診療部門において歯科医療を行った患者数が月平均5人以上</u> ニ <u>歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、基本診療料に</u>